慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	藤原雅經年譜
Sub Title	
Author	武藤, 康史(Muto, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1984
Jtitle	三田國文 No.2 (1984. 3) ,p.19- 33
JaLC DOI	10.14991/002.19840300-0019
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19840300-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤原雅經年譜

武藤康史

凡例

一、本稿に先行する藤原雅經關係の論文は次のとほり。

松永茂雄「藤原雅經に就いて——歴史派風に——」（『國文學論究』五、一九三七）

久曾神昇「雅經傳」（『崇德天皇御本古今和歌集』所收。文明社、一九四〇）

角田文衞「義經と刑部卿頼經」（『古代文化』二十八ノ四、一九七六。のち『王朝の明暗』〔東京堂出版、一九七七〕に收む）

松尾順子「藤原雅經——新古今歌壇における位置とその交友關係——」（『甲南國文』二十三、一九七六）

田村柳壹「藤原雅經の和歌活動とその詠歌をめぐって——特に、建仁元年新古今集撰集下命までを中心に——」（『中世文學』二十三、一九七七）

松村雄二「飛鳥井雅經と藤原秀能」（『國文學　解釋と鑑賞』四十四ノ十、一九七九）

二、本稿は、右の諸論ならびに次の諸書のお蔭を蒙りつつ草したもの。あつくおん禮申し上げるとともに、その一々について注記し切れなかつたことをお詫びする。

多賀宗準『玉葉索引　付　藤原兼實の研究』（吉川弘文館、一九七五）

今川文雄『明月記人名索引』（初音書房、一九七二）

御家人研究會『吾妻鏡人名索引』（吉川弘文館、一九七一）

久保田淳『藤原家隆集とその研究』（三彌井書店、一九六八）

久保田淳『新古今歌人の研究』（東京大學出版會、一九七三）

久保田淳『新古今和歌集全評釋』一—九（講談社、一九七六—一九七七）

有吉保『新古今和歌集の研究　基盤と構成』（三省堂、一九六八）

『群書解題』七—十（續群書類從完成會、一九六〇—一九六一）

『和歌文學大辭典』（明治書院、一九六三）

武藤康史編『明日香井集歌題索引』（私家版油印、一九八〇）

さらに幾つかの文獻については文中にしるした。

三、主たる依據資料の出典

私家集の歌は『私家集大成』（明治書院）に依り、同書に用ゐられてゐる歌番號を［7―93］のやうな形で示した。集の名を特にしるさぬときはすべて明日香井集所收歌。

『新編國歌大觀』一（角川書店）
『桂宮本叢書』十四（養德社）
『未刊中世歌合集』上下（古典文庫）
山田清市・小鹿野茂次『作者分類　夫木和歌抄』（風間書房）
『玉葉』『明月記』（國書刊行會）
阿部隆一解題『振り假名つき　吾妻鏡　寛永版影印』（汲古書院）
石田吉貞・佐津川修二『源家長日記全註解』（有精堂）
『三長記』『山槐記』『吉記』（臨川書店）
『猪隈關白記』（岩波書店）

四、［不載］は明日香井集に見えずとの意。

五、年表Aは『和歌文學大辞典』所收「年表」を、年表Bは『新古今和歌集全評釋』第九卷所收「新古今時代文化史年表」を、それぞれあらはす。

○

嘉應二年（一一七〇）　一歲

この年　出生。父、刑部卿藤原頼經。母、大納言顕雅女。（尊卑分脉）

治承三年（一一七九）　十歲

一月五日　叙従五位下（玉葉・山槐記。ただし尊卑分脉・公卿補任は治承四年十一月十一日のこととす）。

養和元年（一一八一治承五年七月十四日改元）　十二歲

九月二十三日　任皇太后宮權大進（吉記）。

文治元年（一一八五元暦二年八月十四日改元）　十六歲

十一月十日　父・頼經、源義經の「腹心」たること露顯（吾妻鏡）。

十二月六日　源頼朝、頼經・高階泰經らの解官を後白河院に要求（吾妻鏡）。

十二月二十七日　前項の要求、京都に到着（玉葉）。

十二月二十九日　雅經、任近江守。頼經・泰經の配流決定。泰經は伊豆。頼經の配流地は無記（吉記）。

十二月三十日　關東より文書到着。泰經・頼經を「早可ㇾ被ㇾ處二遠流一、一人伊豆、一人安房云々」と要求（玉葉）。

文治二年（一一八六）　十七歲

一月七日　京都より除書到着。配流地、泰經伊豆、頼經安房。雅經の名もあり。「近江守藤雅經〔以下雙行〕參議雅／長給」（吾妻鏡）。

一月十七日　頼經、流人として「已發向了」（玉葉）。

三月二十九日　泰經の遠流、中止。泰經、「專使」を大江廣元に送り、「仍廣元。廻二芳情一。申二止遠流一畢」（吾妻鏡）。

この月　頼經の遠流、中止（吾妻鏡五月九日條）。「〔後白河院は〕十一月政變によって伊豆配流と決定した院別當高階泰經の處分を、言を左右にして實行せず、目的のためには「敢て制法に拘らず」という

批評どおりの暗躍を開始した」（永原慶二『源頼朝』岩波新書、一九五八）。

文治五年（一一八九）　二十歳

二月二十二日　頼朝、吉田經房に書狀を送る。頼經の義經と通ぜること、ふたたび露顯（吾妻鏡）。

三月十一日　頼經、伊豆に配流（大日本史料所引仲資王記）。雅經の兄・宗長、解官（尊卑分脉）。

このころ　松永氏、當時の雅經を示唆する文獻として、古今著聞集卷第一神祇第一「二條宰相雅經賀茂社に日參して利生を蒙る事」の條ならびに拾遺風躰和歌集所收雅經歌詞書（夜な〳〵かもへ百日まいりて侍けるころ千とりのなくをきゝて／雅経／人知れず思ふ心の友千どりなきこそわたれかものかはらに〔續群書類從本〕）〔この歌、明日香井集不載〕を掲げ、「勿論、傳説に過ぎないけれども」と留保しつつも〔雅經が〕當時は宿無し同然の慘境にあつたと云ふのは事實であらう。」と推定。二文獻、年記なし。雅經、（文治元年任近江守ののち）父配流・兄解官の折も解官の記事なし。なほ一考の餘地あらん。

ここ數年のうち　鎌倉へ赴き、頼朝の猶子となる（大日本史料所引革匏別記建久八年二月二十五日條）。

建久六年（一一九五）　二十六歳

このころ　結婚か（久曾神氏の推定に從ふ）。室、大江廣元女（尊卑分脉）。

建久八年（一一九七）　二十八歳

一月七日　後鳥羽天皇より、上洛すべしとの敎書到着。雅經、「懷土之心更驚目」。頼朝も、參るべしとの敎書をあたふ。

一月十一日　「女房〔以下雙行〕刑部卿／三位局」より「早」く上洛すべしとの敎書到着。

二月三日　餞別蹴鞠會あり。

二月四日　鎌倉を立つ。

二月十九日　京都に着く。

二月二十日　昇殿を聽す由を告げられ、蹴鞠に參れと命ぜらる。旅の疲勞を理由に猶豫を乞ふ。蹴鞠に參れとの命、たびたびあり。

二月二十五日　拜賀。後鳥羽天皇に謁す。歸途、「兵衞尉信綱」追ひ來り、蹴鞠に參上すべしと命ず（「早改裝束、爲御鞠急可令歸參云云」）。「武衞宿所〔以下雙行〕二條南堀／川東角」にて裝束を改め、蹴鞠に參ず。後鳥羽天皇・信雅・宗長・知光・隆清・有雅・雅經・源重幸らの名あり。入御ののち承仁法親王（見證）、「無失禮、尤神妙也、明日者無憚可亂〔校訂者傍注（出ヵ）〕仕也、且御氣色也云云」と雅經を賞讃。

二月二十六日　蹴鞠のため參內。妙技により滿座を「騷動」せしむ。「頗有叡感之氣」。承仁法親王（見證）もふたたび賞讃（「今日入壽尤神妙也」）。以上、一月七日以降の典據はすべて大日本史料所引革匏別記。なほ源家長日記冒頭の一部分（年記・日付なし）を、『全註解』はこの二月二十五日・二十六日のことと解す（同書十三ページ）。子細にこれを見るに符合せぬ事柄多し。これ以降、雅經たびたび蹴鞠に參ぜるものならん。家長日記この部分、別時ならずや。今、特

定し難し。

四月十九日　臨時御會御遊にて篳篥を所作（御遊抄）。

四月二十日　朝覲行幸御遊にて篳篥を所作。またこの日以前、侍従に任ぜらるるか（猪隈關白記この日の條に「侍従雅經篳篥」と見ゆ。尊卑分脉・公卿補任は雅經の任侍従を本年十二月十五日とす）。

建久九年（一一九八）　二十九歳

一月五日　叙従五位上（尊卑分脉・公卿補任および明月記翌日條）。

一月十一日　後鳥羽天皇譲位。「院殿上人」の一人として雅經の名あり（三長記）。

二月三日　院の西郊女院への御幸に供奉（明月記）。

二月十四日　院の八幡御幸に供奉（明月記）。

五月二十日　鳥羽百首を詠み始む［*7—93*］。

正治元年（一一九九建久十年四月二十七日改元）　三十歳

三月十七日　院の大内南殿への御幸に供奉。範光と贈答（源家長日記）［*1311—12*］。家長日記には「やよひの廿日比」とのみ。日付は［*1311*］詞書による。なほこの日は「はなさかりすきて、道もさりあへすこほれおつ」（家長日記）との由、ちなみに滿開は十五日（猪隈関白記）。

三月十八日　「きのふの御幸の事をおもひて」詠歌［*1313*］。

九月四日　五十首和歌を詠む［*828—68*］。十首不足。他との重複一首［*964＝86＝1578*］。

このころ　長男教雅出生か（久曾神氏推定）。

正治二年（一二〇〇）　三十一歳

七月　當座三首歌合。一首あり（夫木抄一墻）［不載］。

九月十二日　仙洞十人歌合［*1029—38*］。

九月三十日　院當座歌合［*1039—41*］。

九月　玉津嶋會［*1026—28*］。

十月一日　院當座歌合［*1044—46*］。明日香井集には「同歌合　同十月一日　當座」［*1042—43*］、「同歌合　同十一月」［*1044—46*］とあるも「正治二年十月一日歌合當座」（續群書類從）は［*1044—46*］をのみ收む。ただし雅經の名なく、［*1044*］侍従隆祐、［*1045*］宗長、［*1046*］隆祐とあり。雅經の出座は確か（明月記）。歌合本文、作者名を誤るか。あるいは明日香井集、兄宗長らの歌を竄入せるか。今かりに前者と見る。明日香井集詞書はなほ不審。

十月八日　皇子御行始。殿上人の一人として雅經の名あり（明月記）。

十一月八日　源通親家影供歌合［*1047—49*］。群書類從本明日香井集は「十二月八日」、年表Aもこれに從ふ。明月記には十一月八日條に該當記事あり。私家集大成本明日香井集詞書を取る。

十二月二十三日　院の水無瀬殿への御幸に供奉。定家、雅經の船を見て乗り移り、「相共參進」（明月記）。

十二月二十五日　仁王會に參ず（明月記）。

十二月二十八日　石清水社歌合［*1018—22*］。詞書には年のみ。和歌合略目錄に依る。

十月ないし十二月　正治二年院第二度百首［*94—193*］。詞書には年のみ。群書解題に依る。

建仁元年（一二〇一正治三年二月十三日改元）　三十二歳

一月二十八日　影供歌合［*1053—55*］。和歌略合目錄には一月十八日とあり。

一月二十九日　兼越前介（公卿補任）。任右少將（公卿補任・尊卑分脉）。

二月八日　院十首和歌會。有吉保氏藏本存し、雅經の「新出歌」十首ある由（田村氏）。

二月十二日　老若五十首歌合を奏覽［*869—918*］。後鳥羽院御集には「十六日十八日兩日有／評定被付勝負」（雙行注）とあり。

二月中旬以降　關東へ下向（次項より推定）

三月二十日　歸洛（明月記。下向時期不載）。

三月二十一日　出京（明月記）。翌日までには歸京か。

三月二十二日　新宮撰歌合に詠進の命、定家にあり（明月記）。雅經にもあるか。

三月二十八日　翌日の撰歌合のため參院。定家らとともに歌を撰ぶ（明月記）。

三月二十九日　新宮撰歌合［*1056—58*］。右方講師を務む（群書類從本該歌合、明月記）。

三月以降　三百六十番歌合成立。雅經歌十三首を採る（注1）（田村氏、本歌合に雅經の「新出歌」一首ありと指摘さるるも、該當歌は明日香井集所收歌と初句の二字が異るのみ。異文ならん）。成立時期は峯村文人「三百六十番歌合——成立時期と和歌史的意義——」（『小樽商大人文研究』五、一九五三）に依る。

春ころ　秀能と百首歌を詠む。如願法師集［*348*］に「建仁元年春比、二條前宰相雅經少將と申し時、ともなひて百首歌よみ侍し時、春たつこゝろを」とあるに依る［不載］。

四月二十六日　鳥羽院にて和歌會。御遊あり。雅經、簾簗を所作（明月記）。和歌會の內容は未詳、［不載］か。

四月三十日　鳥羽殿影供歌合［*1060—62*］。當座歌合［*1063—64*］。

六月六日　定家、（千五百番歌合のための）百首歌詠進の命を受く（明月記）。雅經にもこのころあるか。

六月十一日　定家、前項の百首歌を詠進。雅經もこのころか。

六月三十日　院當座御會［*1065*］。

七月二十七日　和歌所置かれ、寄人に召さる（明月記、源家長日記）。當座和歌會［*1066*］。

八月三日　和歌所影供歌合［*1067—72*］。

八月十三日　定家、十五夜撰歌合の歌を獻ず（明月記）。雅經もこの日までに詠進か。

八月十四日　和歌所にて撰歌。雅經、右方の撰定に從事（明月記）。

八月十五日　撰歌合、披講［*1073—78*］。左方講師を務む（明月記）。このあと當座歌合あり（明月記）［不載］（明日香井集には撰歌合に次いで「仙洞歌合　同當座」［*1079—81*］の歌群あるも、場所、題とも異る。この仙洞當座歌合について未詳）。

九月十三日　和歌所影供歌合［*1082—84*］。

十一月三日　新古今撰進の命、下る（明月記、源家長日記）。

十一月二十三日　明月記に「雅經遲參」の記事あり。

十一月二十七日　第二親王の仁和寺渡御に供奉（明月記）。

十二月二日　鳥羽殿影供歌合［*1085—87*］。

十二月二十八日　石清水社歌合。『未刊中世歌合集』上に本文（殘

闕）を收む。一首あり［不載］。

この年　秀能と住吉に參じ、詠歌。如願法師集［*915*］詞書に「建仁元年二條前宰相雅經少將と申時住吉にまいりて哥よみ侍し時社頭述懐といふことを」とあるに依る。明日香井集にかかる成立事情しるせる歌なし。このときの歌、［不載］か。しかるに「社頭述懐」の題を有する歌、明日香井集に二箇所あり。一つ［*1166*］は成立時期明記さる。一つ［*1584—86*］は歌題のみ。成立時期・成立事情無記（配列からも計り難し）。後者、このときの作かと推定せらる。

建仁二年（一二〇二）　三十三歳

一月五日　敍正五位下（公卿補任、尊卑分脉）。

一月六日　參院（明月記）。

一月十三日　和歌所年始歌會［*1088—90*］。

二月十日　和歌所影供歌合［*1091—93*］。講師を務む（明月記）。

三月二十二日　三體和歌會。「所勞」を理由に不參（明月記）。

七月二十日　定家ら、十六日より院に隨つて水無瀬に滯在。この日寂蓮逝去を聞き「哀慟之思」を禁じえず（明月記）、雅經と贈答（源家長日記）［*1593—94*］。

八月十五日　二條殿影供歌合［*1094—96*］。

八月二十五日　百首歌を詠む［*294—380*］。一首重複［*318*＝*1123*］。

八月二十九日　定家、（水無瀬殿戀十五首歌合のための）題を院より給ふ。

八月三十日　定家、前項の和歌を清範の許に送る（明月記）。雅經もこのころか。

九月十日　定家、水無瀬に着く（明月記）。雅經もこのころか。

九月十三日　水無瀬殿戀十五首歌合、披講［*1097—1111*］。次いで當座歌會［*1112—14*］。隱題［*1115*］、折句［*1116*］あり（明月記）。

九月二十六日　若宮撰歌合［*1103, 1111*］。

九月二十九日　水無瀬櫻宮十五番歌合［*1103, 1111*］（若宮撰歌合・水無瀬櫻宮十五番歌合ともに水無瀬殿戀十五首歌合からの撰歌合。題・歌は同一。判・判詞のみ異る）。

この年　內裏詩歌合。一首あり（夫木抄「花」）［不載］。

建仁三年（一二〇三）　三十四歳

一月十五日　京極殿初度和歌會。雅經・定家らは病により不參（明月記）。

一月二十五日　院御會［*1117*］。

二月二十日　近衞家實、翌日の春日祭のため、「陪從裝束六具」を雅經の許に送る（猪隈關白記）。

二月二十四日　雅經と具親、定家の許を訪れ、定家を誘ひ大內へ花見に赴く（明月記）。「みはしの程にまとゐして、連歌なとし侍て、やかておの〳〵歌をよむ」（源家長日記）。定家ほか二人の歌、家長日記に見ゆ。雅經歌見えず［不載］。歸途雅經は篳篥を奏す（明月記、源家長日記）。

三月三日　雅經、春宮にて定家と「深更」まで「清談」（明月記）。

三月十日　參內（明月記）。

五月二十七日　法勝寺八萬四千基塔供養に供奉（明月記）。

六月十日　定家、家長より（和歌所影供歌合の）題を送らる（明月記）。このころ雅經にもあるか。

六月十六日　和歌所影供歌合（『未刊中世歌合集』上）。三首あり［不

載]。次いで當座御會（明月記）[1118—19]。

七月十五日　八幡若宮撰歌合（群書類從）。一首あり[不載]。

八月一日　長經邸にて詩歌合あるも不參。「今一人雅經、豫送御教書、稱他行由逃隱、仍被入保季」（明月記）。

八月六日　定家、清範より、俊成九十賀の屏風歌を詠進すべしとの奉書を受く（明月記）。このころ雅經にもあるか。

八月十四日　定家、九十賀屏風歌を「今日」詠進せよとの仰せを受け、「午終」和歌所に持參。院に見せる（明月記）。雅經もこの日までに詠進か。

八月十五日　屏風歌撰定（明月記）。雅經歌は[1120—31]。うち一首重複[1123＝318]。次いで當座歌合（明月記）[1132—36]。

十一月二十三日　俊成九十賀宴。前項の屏風歌からさらに十二首（各題一人）、撰ばる。[1124]入撰（源家長日記）。次いで御遊。篳篥を所作（源家長日記、後京極攝政良經公記）。引き續き歌會（源家長日記）。一首あり[不載]。

十一月二十五日　試樂に參ず（明月記）。

十一月二十六日　參內（明月記）。

三月または七月　長柄の橋柱のきれに歌を添へ院に獻ず（源家長日記）。一首あり[不載]。時期は『源家長日記全註解』の推定に依る。

元久元年（一二〇四建仁四年二月二十日改元）　三十五歳

五月二十日　院、春日社に和歌を獻ず。雅經、その使を務め裏紙に自詠を書き添ふ[1642]。

七月十七日　若宮百日の儀。篳篥を所作（明月記）。

七月二十八日　新古今集夏部の撰歌終る。「雅經殊遲參」（明月記）。

八月十五日　初度和歌會に出座（明月記）[不載]。次いで當座和歌會[1137]。

十一月十日　（和歌所にて）春日社歌合（明月記）[1138—40]。奉納は十三日（詞書の日付は十三日）。

十一月十一日　北野社歌合[1015—17]。詞書は「建久元年十月廿一才」。群書類從所收歌合本文に從ふ。ただし、明月記にはこの日歌合のおこなはれたる形迹なし。『新古今和歌集全評釋』、日付を疑ふ。「或いは、『春日社歌合』披講直後の當座三首題を歌合としたのではないであろうか」（第四卷五八七ページ）。

十一月十三日　春日社への和歌奉納に供奉。（明月記）。

元久二年（一二〇五）　三十六歳

一月五日　參內（明月記）。

一月六日　夜、定家を訪ふ（明月記）。

一月九日　千日影供百首和歌を詠み始む[318—479]。

一月二十九日　兼加賀權介（公卿補任）。尊卑分脈は「加賀介」とす。明月記、「加賀權介」とし「加賀介」は別にあり。公卿補任に從ふ。

三月十三日　院、日吉社に和歌三十首を獻ず。雅經、使を務む（明月記）。

三月十八日　定家、和歌所へ赴く。雅經も出席（明月記）。

三月二十六日　新古今集竟宴[1141]。

四月二十九日　定家・慈圓・長兼、長經邸にて「終日雜談」。元久詩歌合の發端。定家、題・歌人を任され退出。題・歌人を決め「以書狀少々觸送了」。雅經の名あり（明月記）。

五月一日　雅經、定家を訪ふ。「昨日送題之處無返事、忿々之閒懈怠之由所謝也」（明月記）。

六月十五日　元久詩歌合［*1142—45*］。明日香井集詞書、群書類從所收歌合本文、ともに日付を缺く。明月記六月十三日條「詩歌合明後日云々」より推定（群書解題に依る）。

七月十七日　定家、（のちの北野宮歌合の）題をあたへらる（明月記）。雅經にもあるか。

七月十八日　北野宮歌合［*1146—48*］。詞書は七月十九日とす。後鳥羽院御集・和歌合略目錄の日付に從ふ。

九月九日　百首和歌を詠み始む［*480—527*］。

十月八日　定家らと嵯峨野に遊び詠歌（明月記）［不載］。

建永元年（一二〇六、元久三年四月二十七日改元）　三十七歳

一月六日　敍從四位下（公卿補任・尊卑分脈）。

一月十一日　高陽院歌合［*1149*］。後鳥羽院御集は「高陽院御會」とす。

一月十三日　還任左少將（公卿補任）。家長と贈答（源家長日記）。一首あり［不載］。

一月十七日　爲家加階につき定家と贈答［*1628—29*］。

三月二十八日　任大臣節會にて筆簗を所作（御遊抄）。

七月十日　定家、（のちの卿相侍臣歌合の）歌題をあたへらる（明月記）。雅經にもあるか。

七月十三日　定家・雅經・家隆・有家・具家（卿相侍臣歌合での右方作者）、和歌所に參じ、（歌合での勝利を願ふ）「住吉願書」を書く。「五人連署」。雅經、社頭に奉る「使者」となることに決る。やがて「五人參會由」、院に傳はり、ただちに當座題をあたへらる（明月記）。これが「和歌所當座歌合」（和歌合略目錄）［*1150—52*］。詞書の「院當座歌合」は誤ならん。

七月十七日　定家・具家・有家・家隆、雅經邸に會し、「各見合歌」（明月記）。

七月二十日　雅經、定家を訪ふ。「藤少將來臨、［以下雙行］歌事也」（明月記）。「本歌合の歌を定家に下見してもらったのであろう」（『新古今和歌集全評釋』第二卷、三三一ページ）。

七月二十五日　卿相侍臣歌合、披講（明月記）［*1153—55*］。

七月二十八日　和歌所當座歌合［*1156—58*］。詞書に「院當座歌合」とあるを後鳥羽院御集・拾遺愚草などに依りて改む。

八月一日　卿相侍臣嫉妬歌合［*1159—61*］。明日香井集・後鳥羽院御集・拾遺愚草などの詞書、「八月」とのみ。日付なし。明月記、八月一日條に「述懷三首、卽詠進」とあるも歌合披講の記事はなし。ただし題「述懷」は卿相侍臣嫉妬歌合に一致。年表A、兩者を別に扱ふ。『新古今和歌集全評釋』、本歌合を八月一日と認む（第八卷、一四六ページ）。今かりに後者に從ふ。

八月五日　御遊にて筆簗を所作（明月記）。次いで鳥羽新御所初度和歌御會［*1162*］。講師を務む（明月記）。

八月十日　院の有心無心連歌に出座（明月記）。

八月十一日　院の有心無心連歌に出座（明月記）。

八月十四日　定家、御所にて雅經より「放生會事」を問はる。のち定家、雅經ら放生會に參ず（明月記）。

八月十七日　院の城南寺御幸に供奉。定家・雅經に會話あり（明月記）。

八月十八日　院の有心無心連歌に出座（明月記）。

八月十九日　通光の久我亭和歌管絃會に招かる。篳篥を所作。次いで詠歌あり（明月記）[不載]。

九月六日　御遊にて篳篥を所作（明月記）。

九月二十五日　清範、定家に新古今歌「書出」の命を傳へ、雅經を遣はす（助手としてか）。「少將共令書出之」（明月記）。

十月十七日　院の臨幸に供奉（明月記）。

承元元年（一二〇七建永二年十月二十五日改元）　三十八歳

一月二日　朝覲行幸に供奉（明月記）。

一月二十一日　定家、（翌日の會のための）歌題をあたへらる（明月記）。雅經にもあるか。

一月二十二日　和歌所御會始［*1163*］。

三月七日　鴨御祖社歌合［*1164—66*］。次いで賀茂別雷社歌合（群書類從）。三首あり［不載］。

四月一日　定家、旬御鞠の歸途、「川原」にて雅經に會ふ（明月記）。またこの日雅經、繪に歌を付け院に獻ず（明月記四月三日條）［不載］。

五月十四日　雅經、秀能ら和歌所に招かる。（最勝四天王院御堂障子の）名所繪につき定家と「相共示合」（明月記）。名所の「沙汰」、四月二十一日條より記事あるも雅經の名はこの日初出。「少將依見東國、且依仰相副之」（明月記）。

六月四日　「早旦藤少將來談」（明月記）。

六月十日　有家、定家の許に障子歌を持參。このころ他の歌人も詠進か。

六月十八日　「藤少將來臨、所勞無術、不相逢」（明月記）。

七月二十九日　御遊にて篳篥を所作（明月記）。

十一月二十七日　最勝四天王院、落成（明月記）。［*969—1014*］詞書に「最勝四天王院名所御障子」とあるは六月詠進歌のすべてならん。障子歌に選ばるるは四首［*969, 992, 1000, 1004*］。

この年　女子出生（承久元年六月の項を參照されよ）。

承元二年（一二〇八）　三十九歳

四月七日　雅經・宗長・泰通、運署して院を御鞠長者と號する表を奉る（古今著聞集卷第十一蹴鞠第十七）。

閏四月四日　高陽院和歌會（明月記）［*1167—1169*］。詞書に「同四月四日」とあるは誤ならん。群書類從本該歌詞書は「閏」とす。

閏四月十五日　定家、雅經の家を借る（明月記）。

五月二十四日　定家、（住吉社歌合の）題をあたへらる（明月記）。雅經にもあるか。

五月二十九日　住吉社歌合［*1170—72*］。

六月二日　「臨曉大納言、少將雅經被示歌事」（明月記）。

十二月九日　任左中將（尊卑分脉、公卿補任）。

承元三年（一二〇九）　四十歳

一月十三日　兼周防權介（公卿補任）。

春ころ　長尾社歌合。一首あり（夫木抄「歸雁」）［不載］。

七月七日　親重の居所にて詠歌［*1595—96*］。群書類從本該歌詞書「承久三年」とするは誤ならん。

八月十五日　家會［*1349—61*］。

承元四年（一二一〇）　四十一歳

一月六日　従四位上（尊卑分脈）。

三月二十日　南殿の花見に赴き、土御門中納言定通と贈答［1315—16］。

三月ころ　花山院に花見、詠歌［1314］。

八月十一日　河崎和歌御會［1173］。

九月二十二日　粟田宮歌合［1174—76］。

この年　新羅祭にて詠歌［1641］。

この年　次男教定生る。

建暦元年（一二一一承元五年三月九日改元）　四十二歳

閏一月四日　勅題歌を詠進［1177］。

閏一月二十一日　旬御鞠に參ず。

五月九日　新日吉競馬あり。雅經、參ぜず。

五月十五日　前項により、召し籠められる。

五月十八日　院鞠會に參ず。

六月二十六日　内裏蹴鞠會に參ず（以上五項、大日本史料所引道家公鞠日記）。

九月二十四日　任大臣饗御習禮にて篳篥を所作（御遊抄）。

十月二十二日　大嘗會御禊あり、行幸に供奉（明月記）。

この秋　院、十首和歌を催すか。雅經も出詠（明月記建暦二年十二月四日條）［不載］。

この秋　雅經、鴨長明の鎌倉下向に同行すとの説あり。松永氏、吾妻鏡および菟玖波集を掲ぐ。吾妻鏡十月十三日條は長明について「依二雅經朝臣之擧一。此閑下向」とするのみ。雅經の下向に言及せず。菟玖波集詞書（「參議雅經とともなひて東へまかりけるにうつの山をこえ侍るとてかへてをもて」）は長明と雅經との連歌に添へられたるものなれど年記なし。久曾神氏、右二資料に加へて明日香井集［1366］詞書「〔年記なし〕九月十三夜、すゝかの關にとまりてよめる」を掲出、「年代は不明であるが、今日知られる資料によれば、九月に旅路にあつたのはこの時のみで、この歌は建暦元年のことと思はれ、九月十日頃京都を立ち、下旬鎌倉についた。」と推定さるるも確證なし。「九月に旅路にあつた」可能性ある年、ほかにも九年ほどあり。九月二十四日・十月二十二日在京の記事あればなほ覺束なからん。この秋下向の説を採らず。

建暦二年（一二一二）　四十三歳

一月七日　白馬節會に參ず（明月記）。

一月九日　院の某所への御幸に供奉（明月記）。

一月二十二日　院御鞠會に參ず（大日本史料所引道家公鞠日記）。

二月二十五日　後鳥羽院紫宸殿花下三首和歌會［1178—80］（大日本史料所引玉葉、二月二十七日とするも後鳥羽院御集・明日香井集ともに二月二十五日とあるに從ふ。稱呼、年表Bによる）。

三月二日　院、最勝寺に行幸。蹴鞠あり。雅經・宗長ら參ず（大日本史料所引道家公鞠日記）。

四月二十七日　定家、（のちの内裏詩歌合についての）「内々仰」を受く。

五月一日　九條道家、（内裏詩歌合についての）「勅定」を受く（大日本史料所引玉葉）。雅經にもあるか。

五月十一日　内裏詩歌合［*1181—86*］。

六月二十九日　道家の任内大臣大饗御遊にて篳篥を所作（御遊抄）。

七月六日　篳篥の師・季遠を追善し詠歌［*1587*］。

七月十三日　七條殿への御方違行幸に供奉（明月記）。定家、七條殿にて歌題提出を求められ雅經と相談（「示合」）。五題書き進め三題採用さる。定家、その題による詠歌を命ぜられ、難澁しつつも詠進（明月記）。雅經の詠進については不明。

七月二十三日　道家家詩歌會に出詠。「雅經朝臣、歌許、」とあり、出座はせずか（明月記）［不載］。

十月十日　院の有心無心連歌に出座（大日本史料所引明月記略）。

十月二十九日　前日の大嘗會御禊につき定家と贈答［*1626—27*］。

十一月十五日　某所に「公卿參集」、雅經の名あり（明月記）。

十二月一日　參内（明月記）。

十二月四日　「去秋十首歌」につき院より「雅經朝臣第一之由有沙汰云云」（明月記）。

十二月十日　院の有心無心連歌に出座（明月記）。

十二月二十八日　院の有心無心連歌に出座。歸路、定家と同車、談あり（明月記）。

十二月二十五日　内侍所御神樂にて篳篥を所作（順德院宸記）。

この年　詠歌［*1299—1301*］。

この年　家會［*1331*］。（**この年九月・十二月**に補記あり［注2］）

建保元年（三三建暦三年十二月六日改元）　四十四歳

一月十日　高陽院仙洞連歌會。「雅經朝臣不參、是又不知其由、無催云々」（明月記）。

一月十三日　某所への御幸に供奉（明月記）。

三月十一日　鳥羽殿にて朝覲行幸御遊あり。雅經も出席か（御遊抄、拍子・笙のあと「自余略之」。「雅經卿記云」の注記存するに依り推定）。

三月十六日　内侍所御神樂にて篳篥を所作（順德院宸記）。

四月八日　灌佛會に出席（明月記）。

四月八日　院御所にての蹴鞠に參加（明月記）。

四月十一日　院御所にての蹴鞠に參加（明月記）。

四月十二日　院御所にての蹴鞠に參加か（明月記四月十一日、十三日條の辭句より推定）。

四月十三日　行幸に供奉。次いで定家と談あり（明月記）。

四月二十六日　九條塔供養。「修明門院御方」の「布施」役として雅經の名あり（明月記）。

五月二十四日　院の高陽院より閑院内裏への還御に供奉（明月記）。

七月十七日　松尾社歌合［*1187—89*］。

七月二十四日　定家を訪ひ談ず。「未時許二條中條過談、〔以下雙行〕自關東被示草子等事云々」（明月記）。實朝より請はれたる「和歌ノ文書」（吾妻鏡八月十七日條）の件を定家に依頼か。

七月二十五日　權大納言藤原師經、伊勢に發遣さる。雅經も隨行（明月記）。

七月二十七日　閑院一堂供養に參ず（明月記）。

八月七日　内裏歌合［*1195—97*］。

八月十七日　定家の雅經に「付ケテ」贈れる「和歌ノ文書」、實朝の許に屆く（吾妻鏡）。記事より、定家→雅經→（雅經の義父）大江廣元→實朝の順と推定さる。

八月二十七日　修善所にての講筵に參ず（明月記）。

九月十三日　内裏歌合［*1198—1200*］。

閏九月五日　院有心無心連歌に出座（明月記）。

閏九月十九日　内裏歌合［*1201—03*］。群書類従所収歌合本文・和歌合略目録、「仙洞歌合」とす。詞書および年表A・Bに従ふ。

十月十四日　和歌所當座歌合［*1204—08*］。

十一月七日　定家、實朝より（雅經を通じ）請はれたる萬葉集を發送（明月記翌日條）。

十一月八日　定家を訪ひ談ず（明月記）。

十一月十日　參內（明月記）。

十一月十二日　參內（明月記）。

十一月十四日　豐明節會に參ず（明月記）。

十一月二十三日　定家「相傳」の「私本（ワタクシボン）萬葉集一部」、實朝の許に屆く。雅經の仲介による（吾妻鏡）。

十一月二十四日　某所への行幸に供奉（明月記）。

十一月二十八日　太神寶使發遣に隨行（明月記）。

十二月二日　蹴鞠について「紫革襪」を聽さる。「鞠被聽紫革襪、是殊事云々、被聽人、宗長朝臣、雅經朝臣、忠信卿、有雅卿也」（明月記）。

十二月十二日　內侍所御神樂にて篳篥を所作（順德院宸記）。

十二月二十六日　御佛名に參ず（明月記）。

建保二年（一二一四）　四十五歲

一月三日　高陽院にて朝覲行幸御遊あり。雅經も出席か（御遊抄、拍子・笙のあと「自余略之」。「雅經卿記云」の注記存するに依り推定）。

一月五日　敍正四位下（尊卑分脈・公卿補任）。

一月七日　白馬節會に參ず（明月記）。

一月十三日　任伊與介（公卿補任）。

二月三日　內裏詩歌合（明月記）［*1240*］。詞書は「內裏詩歌合／野外霞」のみ。年記・日付なし。この歌、新千載集に採られ、「建保三年內裏詩歌合に、野外霞」との詞書あるも、建保三年に內裏詩歌合の記錄なし（年A・B）。今これを建保二年の誤と見てここに屬せしむ。歌題は適合す（この歌合の歌題「野外霞」「河上花」なること明月記・順德院御集などより推定せらる。久保田氏つとに述べられたり［『藤原家隆集とその研究』四九六ページ］）。なほこの歌、群書類從本明日香井集にはなし。ほかにこのときの雅經歌、夫木抄「霞」に一首あり［不載］。

三月二十日ころ　順德天皇と贈答［*1322—23*］。詞書に「建保二年三月廿日比」云々とあり。同じ贈答、順德院御集にも見え［*336—337*］、三月十日のこととす。今かりに前者に從ふ。なほこの歌、群書類從本明日香井集の詞書は「建保三（二イ）年」とす。

三月二十九日　院御所にて蹴鞠。雅經、遲參に依り勘責を受け、籠居（明月記）。

七月二十五日　百首歌を詠み始む［*629—727*］。

八月十五日　（八月二十七日披講の）後鳥羽院仙洞秋十首歌合のため詠進か（八月二十七日條を參照されよ）。

八月十六日　內裏歌合［*1209—23*］。詞書、「秋十五首歌合　同二年」とす。日付なし。稱呼・日付、群書類從所收歌合本文に從ふ。和歌合略目錄は「秋十五題亂歌合」とす。

八月二十七日　後鳥羽院仙洞秋十首歌合［*1224—29*］。詞書には「秋十首撰歌合［以下雙行］同八月十五日／於水無瀨殿被調之」とあり。

年表A、明月記に基き披講は八月二十七日とし、「15日あるいは16日と記すものあるは、そのころ各作者詠進か」と推定。今これに従ふ。

八月二十九日　水無瀬殿秋十首撰歌合（年表B）。雅經、「讀上」（明月記）。撰歌の内容は未詳。またこの日雅經、「去十六日。仙洞。秋十首歌合」を「寫シ進ズ」（吾妻鏡）。年表A、これは（八月二十七日披講の）秋十首歌合を「早くに」書寫したるものとす。日數に無理なからんや。年表B、これは八月十六日内裏歌合を書寫したるものとす。八月十六日内裏歌合は十五首歌合ゆゑ、年表Bは吾妻鏡を誤と見るならん。今、兩説併記に留む。

九月三日　後鳥羽院仙洞當座歌會［*1230—31*］。群書類從本明日香井集、九月十三日とす。私家集大成本明日香井集・後鳥羽院御集の詞書に從ふ。

九月十四日　後鳥羽院和歌所歌會［*1232*］。

九月二十九日　月卿雲客歌合［*1233—35*］。和歌合略目錄・順德院御集、九月二十五日とするも、今、明日香井集（兩本とも同じ）に從ふ。年表A「〔9月〕25内裏月卿雲客妬歌合〔明香〕」は不審。

九月三十日　月卿雲客妬歌合［*1236—38*］。

十二月十三日　大炊御門殿成り、院、修明門院とともに移御。雅經、修明門院渡御に供奉（大日本史料所引仙洞御移徙部類記）。

十二月十六日　臨時御會にて篳篥を所作（御遊抄）。

建保三年（一二一五　四十六歳）

一月三日　臨時御會にて篳篥を所作（御遊抄）。

一月十四日　賀茂社へ詣で詠歌［*1643*］。

六月二日　四十五番歌合［*1190—94*］。詞書は「仙洞歌合」。稱呼、群書類從所收歌合本文に從ふ。

六月十一日　内裏當座月卿雲客妬歌合（群書類從）。雅經、三首出詠。うち一首のみ明日香井集に載る［*1239*］。該歌、群書類從本明日香井集になし。

六月十八日　内裏歌合［*1241—46*］。詞書、「内裏歌合 同三年六月日」のみ。順德院御集などに依り補ふ。

八月二十一日　内裏連歌狂歌合に出座（明月記）。

九月二十九日　定家、（明年に成立する）後鳥羽院百首の題をあたへらる（明月記）。雅經にもこのころあるか。またこの日雅經、鎌倉下向につき定家と贈答［*1487—88*］。同夜、定家、「餞すとて」雅經に一首贈る［*1489*］。

十月一日　賀茂社に詣で詠歌［*1490*］。このころ鎌倉へ向け出立か。旅中、歌あり［*1491—1535*］。順德院御集［*613—614*］にこのころの贈答あり。詞書「同十月比、雅經朝臣、東國のかたへまとる（ママ）とて、道より女房中に申しける」［*613*］・「返し、女房にかはりて」［*614*］。

十月下旬　鎌倉に到着、順德天皇に歌を送るか。明日香井集［*1536*］詞書には「關東へくたりつきて、仙洞へ奏せさせ侍ける」とあるも、順德院御集［*613*］（歌は同一）詞書は「同十月比、雅經朝臣、東國のかたへまとる（ママ）とて、道より女房中に申ける」と道中からの歌とす。

十月二十七日　天皇より返歌［*1537*］。鎌倉にて落手か。詞書「宸筆の御返歌、十月二十七日たまはりて侍ける」。順德院御集［*614*］（歌は同一）詞書は「返し、女房にかはりて」のみ。

建保四年（一二一六）　四十七歳

一月四日　臨時御會にて篳篥を所作（御遊抄）。

二月五日　定家この日までに後鳥羽院百首を詠進せよとの命を受く（明月記一月二十八日條）。雅經もこの日までに詠進か［728―827］。詞書は年記のみ。

三月二十八日　任右兵衛督（尊卑分脈・公卿補任）。

三月二十九日　前項につき定家と贈答［1634―35］。

閏六月九日　内裏百番歌合［1247―56］。

九月二十日　院の熊野御幸の途次、湯淺宿當座和歌會［1257―61］。日付は詞書に従ふ。年表Aは八月二十日、年表Bは八月二十五日とす。

十月十一日　嵯峨殿庚申當座和歌會［1262］。年月無記ながら［1399―1400］もあるいはこのときの作か（詞書より推定）。

十月　二題二首歌合［1391―92］（年表Aの稱呼）。

十一月一日　内裏歌會［1263―65］。講師を務む（明月記）。

十二月二日　父頼經卒す（尊卑分脈）。

十二月八日　中殿御會にて篳篥を所作（順德院宸記）。父の死、未だ傳はざるか。

十二月十六日　内侍所御神樂あり。雅經の名なし。「今夜篳篥左道無極」「篳篥〔以下雙行〕左少將定親／初度」（順德院宸記）。この日以前に父の死傳はり雅經服喪、よつて急遽新人を起用したるものか。

建保五年（一二一七）　四十八歳

四月十七日　後鳥羽院庚申詩歌會［1266―70］。雅經は詠進のみ、出座せず（明月記）。

八月十五日　右大將（通光）家歌合（群書類從）。二首あり［不載］。

八月二十七日　服喪終り復任（公卿補任）。

九月　右大臣（道家）家歌合［1271―76］。

十一月四日　内裏歌合［1277―83］。

建保六年（一二一八）　四十九歳

一月五日　敍従三位（公卿補任）につき定家と贈答［1632―33］。

八月十一日　内裏御會［1284］。

八月十三日　中殿御會［1672］。篳篥を所作（晴御會部類記）。

九月十三日　内裏歌會あるも不參。「雅經ハ中殿已後所勞加增。不能知東西。仍不參」（順德院宸記）。

十月二日　内裏歌會あるか［1285―86］。詞書には「同十月二日」のみ。詞書の竝びより推定。

承久元年（一二一九建保七年四月十二日改元）　五十歳

六月　このころより雅經の女子（「中將忠嗣朝臣室／歳十三」）、患ふ［1598詞書］。

七月七日　前項につき詠歌［1598］。

七月九日　女子、歿す。このときより八月九日にかけて哀傷歌を詠む［1599―1625］。

承久二年（一二二〇）　五十一歳

二月十三日　内裏歌會［1287―88］。「所勞」に依り出詠のみ、出座せず（順德院宸記）。

七月十七日　影供三首歌を詠む[*1342*, *1375*, *1446*]。

八月十五日　内裏詩歌會[*1289*—*1291*]。「所勞」に依り出詠のみ、出座せず（順德院宸記）。

十二月十八日　任參議（公卿補任・尊卑分脉）。

この年　この年までに道助法親王家五十首和歌を出詠か[*919*—*968*]。詞書には年記なし。成立時期、諸説あり。『藤原家隆集とその研究』に従ふ。

承久三年（一二二一）　五十二歳

一月十三日　兼美作權守（公卿補任・尊卑分脉）。

二月二十二日　内裏二首和歌會。講師を務む（順德院宸記）。

三月七日　内裏春日社歌合[*1294*—*96*]。

三月十一日　死去（尊卑分脉・公卿補任）。

注

1　正治二年院二度百首より六首[*107*, *112*, *118*, *126*, *136*, *173*]、建仁元年老若五十首歌合より七首[*875*, *877*, *886*, *901*, *902*, *906*, *916*]。

2　補記

（建暦二年）

九月　内裏秋十首（明月記九月二十八日條）に出詠か。明月記本年十二月四日條に「去秋十首歌自院被申之、御覽了被書寫返上云々、雅經朝臣第一之由有沙汰云云」とあり。「去秋十首歌」、不明なるも、本年の「（過ぎし）秋」の意とすればこれを指すか。さすれば雅經も出詠と見るべし。ただし、[不載]。

十二月　後鳥羽院五人百首（明月記十一月二十二日、十二月二日等條）。出詠者、院・定家・家隆・秀能は判明（『藤原家隆集とその研究』四八八ページ）。ほか一人不明。雅經ならん。明月記十二月四日條（前項に引用）の院の感想から推察するに、伎倆の點からも適當。内裏秋十首に刺激を受け、計畫されしものか。ただし、[不載]。

（右二項は成稿後に賜つた久保田淳氏の直話を、久保田氏のお許しを得て筆者なりに纒めたもの。なほ、後項については久保田氏ご自身、「歌を讀むということ——藤原定家の作品に即して——」（『國文學解釋と教材の研究』二十九ノ二、一九八四）で觸れられてゐる。）

付記

一、本稿は一九八一年一月、岩松研吉郎に提出した卒業論文をもととしてゐる。

二、本稿成稿後、中世文學會一九八三年秋季大會に於て黑柳孝夫氏は「鴨長明『近代歌體の事』と實朝を發表され、資料として雅經年譜を配られた。

三、久保田淳氏には種々ご教示にあづかつた。しるして特段の謝意を呈したい。